

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第7号 発行日：平成26年12月26日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

12月19日熊本訴訟第8回期日開催

国・熊本県は、特措法の判定結果の 詳細な内訳を開示すべき！

国・熊本県・鹿児島県・新潟県は、特措法の判定結果について、各県ごとの該当者・非該当者数しか公表しておらず、地域毎、年代毎などの詳細な判定結果を明らかにしていません。

そこで、原告は、水俣病特措法の結果は、水俣病の地域及び年代における広がりを明らかにするために、極めて重要な事実であるとして、求釈明し、被告国・熊本県に回答を求めてきました。これに対し、被告国・熊本県は、前回期日で「特措法の判定結果は水俣病への罹患を示すものではない」として開示を拒否したため、原告は、第8回期日で、特措法の判定結果の開示を改めて申し入れました。裁判所からも、被告国・熊本県に対し、特措法の判定結果を開示できないか検討してほしいと打診がありました。被告国・熊本県は、「すぐには回答できないため持ち帰って検討したい」と応じました。

これまで不知火海沿岸住民に対する徹底的な健康調査を実施してこなかった国・熊本県が、目の前にある貴重な事実の開示を拒否するようなことは許されません。国・熊本県は、早急に、特措法の判定結果を開示すべきです。

◇原告の大田浩さんが意見陳述しました◇

大田浩さん（56歳）は、天草市深海町生まれ、現在みかん栽培農家をされています。お父様が、長島町の網船の乗り子として働いておられ、メチル水銀に汚染された魚介類を多食しました。

感覚障害のため農作業機械で火傷をしたことや、味覚障害のためみかんの試食に支障があることなど、日常生活の中で水俣病に苦しめられていることを訴えました。



全国公害被害者総行動合宿 in 箱根

11月30日から12月1日にかけて、第39回全国公害被害者総行動の合宿が、箱根で行われました。

全国公害被害者総行動は、毎年6月頃、全国各地の公害被害者団体や市民団体が東京に集結して、政府や加害企業と直接、交渉や要請をし、公害被害者救済と公害根絶のために行われる運動です。

来年の行動は、40回目になります。合宿では、各団体の現状報告と節目となる来年の行動に向けての提言がなされ、活発な討論が行われました。

来年の行動にはみなさん一緒に参加しましょう！



〔全国公害被害者総行動合宿の様子〕

【今後の予定】

- 1月11日 水俣病東京検診
- 1月18日 水俣病大阪検診
- 1月22日 第7陣提訴（熊本地裁）
- 1月25日 患者会総決起集会
- 2月6日 近畿訴訟第1回弁論
- 2月13日 東京訴訟第1回弁論
- 2月27日 熊本訴訟第9回弁論

とある弁護団員のヒトリゴト

今年も残すところあとわずかです。お正月は湯の児温泉で過ごします。弁護団の仕事で水俣に行くときには、車の運転の休憩がてら、日奈久温泉に立ち寄ります。水俣の温泉に入るのは初めてですので楽しみにしています。（熊本弁護団・福永紗織）

望年会で記者と意見交換 決意を新たに

12月19日、『望』年会在開催されました。この望年会は、ノーモア・ミナマタ訴訟弁護団だけではなく、水俣病訴訟弁護団及び水俣病問題の解決を目指す各界の方々と共に集い交流、意見交換をはかろうと毎年行われています。

今年は、マスコミの方々にも多数参加いただきました。水俣病問題について世論の関心が高いことを感じるとともに、マスコミの方々に水俣病問題を理解していただく機会となった実り多い望年会になりました。

最後は、「豊かな不知火海」、「ノーモアミナマタ」と「不知火 よみがえれ」を全員で合唱し、弁護団一同決意を新たにしました。

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。

また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。

すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

（連絡先） ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

熊本市中央区京町1丁目12番2号京町会館2階

熊本共同法律事務所内（担当 永野）

電話 096-355-5376 F A X 096-355-5378

H P <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索